

## 第9期 第1回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

|       |   |
|-------|---|
| 会議の名称 | 第9期 第1回 川口市自治基本条例運用推進委員会  |
| 開催日時  | 令和7年11月25日(火) 午後7時から午後8時20分   |
| 開催場所  | 第二本庁舎 2601B 大会議室  |
| 出席者   | (委員長) 福島委員長 (副委員長) 藤井副委員長<br>(委員) 舟津委員、石田委員、新井委員、<br>仲島委員、岡本委員、長谷川委員  |
| 会議内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■委嘱書交付式</li> <li>○委嘱書交付</li> <li>○挨拶</li> <li>○自己紹介</li> <li>○正副委員長の互選</li> <li>○諮問</li> <li>■第1回川口市自治基本条例運用推進委員会</li> <li>○開会</li> <li>○正副委員長挨拶</li> <li>○勉強会「自治基本条例について」<br/>講師：前川口市自治基本条例運用推進委員会委員長 斎藤 友之氏<br/>(埼玉大学 名誉教授)</li> <li>○議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問内容について</li> <li>・今後の委員会の進め方について</li> </ul> </li> <li>○その他</li> <li>○閉会</li> </ul> |
| 会議資料  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 委員名簿</li> <li>3 席次表</li> <li>4 川口市自治基本条例パンフレット</li> <li>5 川口市自治基本条例の手引き</li> <li>6 自治基本条例について(勉強会資料)</li> <li>7 諮問書(写)</li> </ol> <p>※ 4と5は事前に送付</p>   |
| 発言内容  | <p>■傍聴の取り扱いと会議録の作成について(開会前に宣言)</p> <p>事務局</p> <p>現在、川口市の附属機関等の会議は、原則公開となっており、また、自治基本条例の理念から、当委員会も公開することとしている。その上で、</p>  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>傍聴希望者については、特に人数に制限を設けることなく、会場の広さに応じ、可能な限り傍聴を認めたいと思うが、よろしいか。</p> <p>委員<br/>異議なし</p> <p>事務局</p> <p>それでは、そのように取り扱わせていただく。なお、委員会が始まる前に傍聴希望者がいる場合は、会議の冒頭で傍聴についてご報告するが、会議の途中で傍聴希望者がお見えになった場合は、所定の手続きを済ませた後、随時、傍聴希望者に入室してもらう。</p> <p>また、会議録作成のため、会議中は録音をさせて頂くとともに、記録用の写真をとらせていただくこともあるのでご了解いただきたい。会議録は要点筆記とし、発言者の氏名は記載しないものを作成させていただき、市政情報コーナー及びホームページ上で公開させていただく。</p> <p>以上、そのような取り扱いでよいか。</p> <p>委員<br/>異議なし</p> <p>事務局</p> <p>それでは、そのように取り扱わせていただく。</p> <p>なお、今回は委員委嘱書交付式があるため、傍聴者の入室等については、交付式後の、第1回本委員会開会からとなる。</p> <p>■委嘱書交付式</p> <p>事務局</p> <p>これより第9期川口市自治基本条例運用推進委員会委員委嘱書交付式を開会する。</p> <p>○委嘱書交付</p> <p>事務局</p> <p>本来であれば奥ノ木市長より委嘱させていただくところではあるが、誠に恐縮ではあるが、市長所用のため、企画財政部長から委嘱書の交付をさせていただく。</p> |
|--|--|

— 各委員に委嘱書を順に交付 —

○挨拶

事務局

続いて、市長に代わり、企画財政部長よりご挨拶を申し上げる。

企画財政部長

本日はご多忙のところ、本委員会にご参集いただき、感謝申し上げる。

自治基本条例は、平成19年7月から約2年の歳月を費やし、25人の公募委員を含む総勢50人の委員により5つの専門部会を含め、延べ240回の会議を重ね熟考された結果、平成21年4月に施行されたものである。

本委員会は、その自治基本条例の運用状況等を調査・審議をすることを目的として設置され、今回で9期目に入ったところである。

先ほど委嘱書を交付したが、4名の委員の方には、第8期委員会から引き続き、委員をお引き受けいただきており、長きにわたり本委員会の運営にご理解、ご尽力をいただき感謝する。また、第9期より新たに委員に就任いただいた方には、今後、本委員会がさらにより良い方向に発展できるようお力添えいただきたい。事務局としても、委員会運営が円滑に執り行われるよう努めたい。

活発な議論の上、様々な意見をいただき、本委員会が実りある委員会となるようお願いする。

○自己紹介

事務局

続いて、委員の自己紹介をお願いしたい。

— 各委員自己紹介 —

事務局

ありがとうございました。欠席委員については、次回自己紹介いただく。

○正副委員長の互選

事務局

続いて、正副委員長について、川口市自治基本条例運用推進委員会条例第6条の規定に基づき、互選していただきたい。正副委員長各1名を予定

|  |   |
|--|---|
|  | <p>している。推薦はあるか。</p> <p>委員<br/>正副委員長は、これまで同様、豊富な知識と見識をお持ちである学識の先生を推薦したい。</p> <p>事務局<br/>ただいま、学識の先生にお願いしたいとの推薦があったが、いかがか。</p> <p>委員<br/>異議なし</p> <p>事務局<br/>それでは、前回と同様に委員長は学識経験者の福島委員、副委員長は学識経験者の藤井委員にお願いすることとしてよろしいか。</p> <p>委員<br/>異議なし</p> <p>事務局<br/>それでは、ご賛同いただいたため、委員長は福島委員、副委員長は藤井委員にお願いしたい。</p> <p>○諮問<br/>事務局<br/>次に、奥ノ木市長に代わり企画財政部長より、自治基本条例運用推進委員会に諮問をさせていただく。</p> <p>— 企画財政部長より、委員長へ諮問書を渡す —</p> <p>事務局<br/>ただいま企画財政部長よりお渡しした諮問書の写しを配付する。</p> <p>事務局<br/>— 委員全員に諮問書の写しを配付 —</p> |
|--|---|

■第1回川口市自治基本条例運用推進委員会

○開会

事務局

あらためて、ここから第9期第1回川口市自治基本条例運用推進委員会を開会する。本日の出席者は委員の半数以上であるので、川口市自治基本条例運用推進委員会条例第7条の規定により、この会議は成立している。会議を傍聴したい旨の届出が2名から提出されているので、これを許可したい。

— 傍聴者入室 —

○正副委員長挨拶

事務局

それではあらためて、正副委員長にご挨拶を頂く。

委員長

委員の皆様と共に委員会の運営をしっかりと務めさせていただきたい。自治基本条例は、住民参加のあり方を定める重要な条例として位置づけられている。今期の諮問「自治基本条例の運用状況等について」を審議するにあたり、知識経験者、各種団体の方及び市民の方の経験や専門知識を活かした様々なご意見をいただきたい。

副委員長

8期と同様、福島委員長とともに、副委員長として委員会の運営を務めさせていただく。よろしくお願いしたい。

事務局

ここで事務局を紹介したい。

事務局

— 企画財政部長から順に自己紹介（7名） —

事務局

次に、本日の資料を確認させていただく。

机上に、次第、委員名簿、席次、先程お配りした諮問書（写）の4点、また、事前に「自治基本条例の手引き」、「自治基本条例のパンフレット」

|  |   |
|--|---|
|  | <p>を配付している。資料に過不足はないか。</p> <p>委員<br/>— 資料の過不足なしの声 —</p> <p>○勉強会</p> <p>事務局</p> <p>本日は第9期本委員会の初めての会議であり、また、今期から委員になった方もいることから、まずは自治基本条例というものを理解するため、「自治基本条例について」と題して、勉強会を開催する。講師の齋藤先生をご案内するので、しばらくお待ちいただきたい。</p> <p>— 齋藤友之氏 入室 —</p> <p>事務局</p> <p>それでは、ここで、ご講義くださる前川口市自治基本条例運用推進委員会委員長、齋藤友之先生のご紹介をさせていただく。</p> <p>齋藤先生におかれでは、これまで長年、埼玉大学大学院人文社会科学研究科教授として奉職された。その間、日本の地方自治の研究者として第一線でご活躍され、本市の市政にも深く関わっていただいた。現在も、埼玉大学経済学部名誉教授として、その豊富な知識と経験を活かし、多方面でご活躍されている。</p> <p>川口市との関わりをご紹介すると、平成26年からは、川口市総合計画審議会でおよそ1年半の期間、委員を務めていただき、本市の最上位計画である総合計画策定に対し、学識者の知見から様々な貴重なご意見をいただいた。</p> <p>また、平成21年12月発足の第1期本委員会から副委員に就任していただいた。また、平成24年12月から令和元年11月までのおよそ7年間、委員長として会議をまとめていただき、その間、2つの答申を市長へ提出するなど、委員会の円滑な運営にご尽力いただいた。</p> <p>第8期委員会から引き続き再任いただいている委員の方々におかれでは、すでにご存知のお話もあるかと思うが、改めて振り返っていただくとともに、新任の委員の方々におかれでは、まずは自治基本条例の仕組みや、本市の自治基本条例の成り立ちなど知っていただき、今後の委員会の活発な議論のために役立てていただきたい。</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>— 齋藤友之氏講義（約 30 分） —</p> <p>事務局<br/>ここでご質問等があればお受けいたしたい。</p> <p>委員<br/>講義資料 11 ページ「効果が生まれる条件」の箇所で、「1. 理念の共有化が進むこと（職員・議員・市民の三者の理解が深まる）」とあるが、川口市において現在どのような形で共有化がなされているのか。また、その共有化が進んでいる自治体があれば実例とともにご教示願いたい。</p> <p>齋藤友之氏<br/>まず、「効果が生まれる条件」4つの項目を含め説明させていただく。「1. 理念の共有化が進むこと」の職員については、「4. 理念を“日常の行政実務”に翻訳できる職員文化があること」とも結びつくが、職員研修が定期的に実施されているため問題ないかと思う。また、議員の方もしっかりと勉強なさっている。市民の方に対しても、広報等されているが、それが充分かどうかの判別は難しい。市民意識調査などの統計があれば、客観的な現状を把握することは可能である。「2. 理念が制度・計画・評価の基準に反映されること」については、総合計画や審議会要綱に明示するかは関係なく理念は意識されて運用されていると考える。「3. 理念を運用・検証する場が存在すること」については、本委員会がまさにその場である。また、日常の行政実務の中で、政策形成や各委員会において、理念との関係性を確認する場が存在しているのではないかと思う。</p> <p>2つ目のご質問だが、自治基本条例が具体的にどのような効果を生んだかについての把握は難しい。住民運動やNPOの数が増えた場合、もしかすると自治基本条例の効果かもしれないが、明確に調査したものはない。</p> <p>事務局<br/>他に何か質問等あるか。</p> <p>委員<br/>なし</p> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>事務局<br/>ありがとうございました。勉強会は以上とする。</p> <p>○議事<br/>事務局<br/>それでは、議事に移らせていただく。ここからは、福島委員長に進行をお願いしたい。</p> <p>委員長<br/>ここから、進行を務めさせていただく。よろしくお願ひしたい。<br/>まず、（1）諮問内容について、事務局から説明をお願いしたい。</p> <p>事務局<br/>諮問書の写しをご覧いただきたい。<br/>第9期本委員会の諮問については、「自治基本条例の運用状況等について」とし、自治基本条例の運用状況等について、過去の本委員会における答申の附帯意見を踏まえ調査・審議することを諮問するものである。<br/>川口市自治基本条例の施行以来、この条例が目的とする自治の実現、市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目標に市政運営を進めてきたところである。<br/>過去の諮問及び答申については、1回目の諮問は、平成21年「条例の運用状況と啓発について」とされ、委員の皆さんのが発案しテーマを設定し、平成22年は「情報公開、行政手続、行政組織」について、平成23年は「市の町会・自治会関連施策」について、平成24年は「危機管理」について、それぞれ、「本条例の運用状況は、適正である。また、啓発については広報等に努める。」との3回の答申がされた。<br/>そして、その後、平成24年に「自治基本条例の見直しの可否と運用推進委員会の在り方について」の2点が、2回目の諮問として出され、平成26年に「本条例の見直しの必要はない」ということと「運用推進委員会の任期について2年を4年に改める」という答申がされたところである。<br/>3回目の諮問としては、「自治基本条例の見直しの要否について」とされ、令和元年に「見直しの必要はなし。」との答申がなされたが、「市民の「定義」や「責務」、条例の「周知・啓発」などについては、検討すべき点として次期委員会において調査・審議するべき」との附帯意見があつた。<br/>また、前期、4回目の諮問としては、「自治基本条例の運用状況について</p> |
|--|--|

て」とされ、「市政運営が条例の理念に則り適正に運営されており、自治の推進がおおむね図られている。」との答申がなされたが、「市民の市政参加や市民からの意見聴取および意見提出の状況については、今後も毎年市から報告を求めていくこと、将来においても本市の市政運営や事務事業が自治基本条例に則り運用されていくためには、世代を問わず市民全体に対して、市政についての情報発信や啓発の取り組みを強化すること。」との附帯意見があった。第9期運用推進委員会では、先に述べたとおり、この過去の本委員会における答申の附帯意見を踏まえ、自治基本条例の運用状況等についてご審議いただきたい。

委員長

ただいまの説明について、何かご意見等あるか。

委員

確認であるが、委員会で意見をまとめる際は多数決となるのか。

事務局

条例を改正するか否かという場面ではあり得るかもしれないが、基本的には、委員の皆様のご意見を踏まえた上で、最終的に答申という形にまとめていく方向である。

委員長

審議することが本委員会の役割だと思うので、遠慮なく意見を出していただきたい。

委員長

続けて、(2) 今後の進め方について、事務局から説明を願いたい。

事務局

今後のスケジュールについて、まず今年度の委員会開催回数は、本日を含め2回としたい。

次回の日程については、2月頃を予定している。改めて日程調整をさせていただく。内容については、今期から委員に就任いただいている方もいることから、まずは、本市の自治基本条例について、ご理解いただくために、川口市自治基本条例の基本的な事項についてご説明させていただく予定である。今後、正副委員長と協議の上、正式に決めさせていただきたい。

|  |  |
|--|--|
|  | <p>なお、来年度以降については、先ほど申し上げたとおり、本条例の理念に則り、本市市政が適切に運営されているか検証していただくこととし、年間2回程度の開催を考えている。こちらの審議内容についても、今後、正副委員長と協議の上、第2回委員会の際に、委員の皆様に改めてご審議いただきたい。</p> <p>説明は以上である。</p> |
|  | <p>委員長</p> <p>ただいまの説明について、何か意見等あるか。</p>  |
|  | <p>委員</p> <p>なし</p>  |
|  | <p>委員長</p> <p>事務局から説明のあったとおり、次回以降の内容については決まり次第、委員の皆様にお知らせさせていただく。</p>  |
|  | <p>○その他</p> <p>委員長</p> <p>議題その他として、何かあるか。</p>  |
|  | <p>委員</p> <p>なし</p>  |
|  | <p>委員長</p> <p>事務局から、その他で何かあるか。</p>   |
|  | <p>事務局</p> <p>なし</p>   |
|  | <p>委員長</p> <p>それでは、本日は以上で閉会とする。</p>  |
|  | <p>○閉会（午後8時20分）</p> <p>以上</p>  |